

26



東北振興綜合計畫要綱

目

次

一、道路ノ新設及改修

(イ)國道

(ロ)府縣道

(ハ)市道及町村道

二、港灣ノ修築

(イ)重要港灣

(ロ)地方港灣

(ハ)工業港

(ニ)陸上設備

(ホ)巡回浚渫船

三、鐵道網ノ整備改善及鐵道運賃ノ輕減

四、治水事業

(1) 直轄河川

(2) 中小河川

(3) 直轄砂防

(4) 縣砂防

五、津浪等防備施設ノ整備

(1) 防浪建築

(2) 防潮施設

六、荒廢地復舊事業

七、災害防止林ノ造成

(1) 國營事業

(2) 助成事業

八、林道ノ開設、公私有林造成及農業用採草地ノ改良其ノ他施業改善

(1) 林道ノ開設

(2) 公私有林ノ造成

(3) 農業用採草地ノ改良

(4) 薪炭林ノ施業改善及特用樹種ノ増殖

九、國有林野ノ開放

十、耕地改良事業

(1) 用排水幹線改良

(四) 小用排水及小設備

④ 暗渠排水

(二) 床締客土

④ 農道ノ整備

十一、開墾事業

(一) 集團農耕地開墾

(四) 中小開墾

十二、自作農ノ創設維持

十三、畜產施設ノ整備

(一) 馬產施設

(四) 有畜農業

十四、水產施設ノ整備

- (一) 縮羊飼育ノ普及
- (二) 牧野ノ改良
- (三) 國立青森種鷄場ノ擴充

十五、農山漁村經濟更生ノ促進

十六、產業試驗研究指導機關ノ整備

十七、工業振興施設ノ整備

(一) 東北工業指導所ノ設置

(四) 工業振興ノ助成

(iv) 工業組合制度ノ普及

十八、商業振興施設ノ整備

- (1) 出荷團體事業ノ指導及販賣斡旋施設ノ助成
(2) 商業組合ノ擴充及中小商業更生施設ノ助成

十九、鑛業振興施設ノ整備

- (1) 鑛業資源調査及鑛業現地指導
(2) 石油試掘獎勵

二十、農村工業及副業施設ノ整備

- (1) 農村工業施設
(2) 副業施設

(iv) 動力共同利用設備

(v) 小規模共同電氣施設ノ指導

(vi) 配電設備

二十一、航空施設ノ整備

二十二、航路及航路標識ノ整備

二十三、海洋觀測及測候施設並ニ陸地測量施設ノ整備

(1) 國立海洋觀測施設
(2) 國立測候機關

(3) 地方測候機關

(4) 地震海嘯發現豫察施設

二十四、學校教育及社會教育施設ノ整備

二十五、社會施設ノ整備

二十六、負債整理ノ促進

二十七、金融施設ノ整備改善

二十八、租稅及ノ他公課ノ輕減

二十九、地方團體財政ノ援助

三十、東北關係行政機構ノ整備

東北振興綜合計畫要綱

一、道路ノ新設及改修

東北地方ニ於ケル道路ノ現狀ト同地方振興上ニ於ケル其ノ重要性トニ鑑ミ、左記ニ依リ二十年計畫ヲ以テ之ガ新設及改修ヲ圖ルヲ要ス。

(イ) 國道

國道ハ道路法第十條ノ規定ニ依リ其ノ認定ノ標準定マレルモ、東北地方ニ於ケル路線ノ多クハ南北ニ走リテ、東西兩地方ノ主要都市及重要港灣等ヲ連絡セシムルニ不十分ナルノミナラズ、東海岸及中央地帶ニ南北ニ走ル國道ノナキ部分アルヲ以テ、道路法第十條ノ規定ニ依ル標準ヲ改メ東北

地方ニ於ケル重要路線ヲ新ニ國道ニ認定シ昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テ之ガ開設ヲ爲スヲ要ス。

國道ノ新設又ハ改築ニシテ國ノ直轄施行ニ屬スルモノハ、從來道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依リ、其ノ工事費ノ一部ヲ府縣ヲシテ負擔セシムル例ナルモ、右規定ハ全額國庫負擔ヲ排斥スル趣旨ニ非ザルヲ以テ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫中ニ包含セラル國道ノ新設又ハ改築ニ關シテハ、其ノ工事ヲ凡テ國ニ於テ直轄施行スルノミナラズ、之ガ工事費ノ全額ヲ國庫ニ於テ負擔スルヲ要ス。

國道ノ工事ノ施行ニ當リテハ特ニ東北ニ於ケル氣候風土ニ鑑ミ、路面ハ總テ之ヲ鋪装スルト共ニ、其ノ線形、幅員其

ノ他構築ニ付十分ノ意ヲ用フルヲ要ス。

(四)府縣道

府縣道ノ新設又ハ改築ハ道路法第三十五條後段ノ規定及道路費國庫補助規程第三條ノ規定ニ依リ、從來其ノ工事費ノ三分ノ一ヲ補助スル例ナルモ、右第三條但書ニ依リ特ニ必要アル場合ハ其ノ補助率ヲ高メ得ルコトトナリ居レルヲ以テ、東北地方ニ限リ昭和十二年度以降ノ綜合計畫中ニ包含セラル府縣道ノ新設又ハ改築ニ關シテハ、其ノ補助率ヲ四分ノ三ニ高ムルヲ要ス。

府縣道ノ工事ノ施行ニ當リテハ線形、幅員、路面其ノ他構築ニ付、東北ニ於ケル氣候風土ニ鑑ミ十分ノ意ヲ用フルヲ

要ス。

(八) 市道及町村道

市道及町村道ノ新設又ハ改築ハ道路法第三十五條後段ノ規定及道路費國庫補助規程第三條ノ規定ニ依リ、從來其ノ工事費ノ三分ノ一ヲ補助スル例ナルモ、右第三條但書ニ依リ特ニ必要アル場合ハ其ノ補助率ヲ高メ得ルコトトナリ居レルヲ以テ、東北地方ニ限リ昭和十二年度以降ノ綜合計畫中ニ包含セラル市道及町村道ノ新設又ハ改築ニ關シテハ、時局匡救事業ノ例ニ準シ其ノ補助率ヲ四分ノ三ニ高ムルヲ要ス。

二、港灣ノ修築

東北地方ニ集散スル物資運輸ノ利便ヲ増進シテ、輸送ノ正確迅速ト運賃ノ低下トヲ圖リ、延テ同地産業ノ振興ヲ策スル爲、左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ港灣ノ修築及港灣設備ノ完備ヲ期スルヲ要ス。

(イ) 重要港灣

東北地方ノ重要港灣中鹽釜、船川ノ兩港ハ既ニ第一期修築工事ヲ終レルモ、尙施設不十分ナルヲ以テ、引續キ速ニ第二期工事ニ着手スルト共ニ、他ノ小名濱、宮古、八戸、青森、土崎及酒田ノ六港ハ第一期工事ヲ促進スルノミナラズ、第二期工事ニ付テモ取急ギ實施スルヲ要ス。

青森港ノ如キハ特ニ其ノ重要性ニ鑑ミ、第一種重要港灣ニ
準ジ其ノ工事ヲ國ニ於テ直轄施行シ、以テ港灣機能ノ十分
ナル發揚ヲ期スルヲ要ス。

地方港灣中港勢ノ發展著シキモノハ第二種重要港灣ニ指定
ノ上必要ナル工事施設ヲ爲スヲ要ス。

既往ノ例ニ徴スルニ工事年度割額過少ニシテ、然モ工期長
キニ失シ港灣ノ利用價值ヲ減殺セラルコト甚シキヲ以テ、
工事費ノ總額ヲ大ニスルハ固ヨリ事業年度ヲ短縮スルヲ要
ス。

港灣修築ニ對スル國庫ノ補助ハ從來工費ノ二分ノ一ヲ例ト
スルモ、東北地方ニ限り時局匡救土木事業ノ例ニ準ジ、其

ノ補助率ヲ四分ノ三ニ高ムルヲ要ス。

(口) 地方港灣

東北地方ノ港灣ハ地元公共團體ノ財政ノ窮乏セルト、之ガ
修築ニ對スル國庫補助ノ小額ナルトノ爲、未改修ノ個所多
ク船舶ノ出入荷役等ニ付設備十分ナラズ、依テ現行國庫補
助率二分ノ一ヲ時局匡救事業ノ例ニ準ジ四分ノ三ニ高ムル
ヲ要ス。

(イ) 工業港

東北地方ニハ天然資源必ズシモ乏シカラザルヲ以テ、之ガ
活用ヲ圖シテ工業ノ振興ヲ期スル爲工業港ヲ新ニ築造スル
ト共ニ、之ニ必要ナル陸上施設ヲ整備スルヲ要ス。而シテ

從來港灣築造ニ對スル補助ハ工事費ノ二分ノ一ナルモ、時局匡救事業ノ例ニ準ジ四分ノ三以上ヲ國庫ニ於テ負擔シ、其ノ工事ハ國ニ於テ直轄施行スルヲ要ス。

(二) 陸上設備

東北地方ニ於ケル港灣ノ陸上設備ハ極メテ不十分ニシテ、港灣トシテノ機能ニ缺クル所アルノミナラズ、特ニ工業港ニ付テハ陸上設備ハ必要缺クベカラザルモノナルヲ以テ、港灣ノ種類ニ應ジテ其ノ附帶工事トシテ臨港線、後方連絡道路、給水設備、倉庫、上屋等適切ナル陸上設備ノ施設ヲ爲スヲ要ス。

而シテ此等陸上公共用設備ニシテ地方費支辨ニ屬スルモノ要ス。

ニ對シテハ、其ノ工事費ノ四分ノ三ノ國庫補助ヲ與フルヲ要ス。

(ホ) 巡回浚渫船

東北地方ノ港灣ノ修築ニ利用スルト共ニ常ニ航路港内ノ水深ノ保持ニ努ムル爲、全額國庫負擔ニテ同地方ニ浚渫船ヲ常備スルヲ要ス。

三、鐵道網ノ整備改善及鐵道運賃ノ輕減

東北地方ノ產業振興上鐵道ノ極メテ重要ナルニ鑑ミ、一定計畫ニ依リ其ノ建設改良ヲ行ヒテ同地方ニ於ケル鐵道網ノ整備改善ヲ圖ルト共ニ、住民ノ生活費ヲ低減シ產業ノ起興ヲ促進スル各種ノ計畫ニ順應シテ鐵道運賃ニ付、有效適切ナル措置ヲ講ズルヲ要ス。

四、治水事業

東北地方ニ於ケル河川ノ現状ト、此等河川ノ氾濫ニ因ル各種被害ノ甚大ナルトニ鑑ミ、左記ニ依リ十五年計畫ヲ以テ河川ノ改修及砂防事業ヲ實施スルヲ要ス。

(イ) 直轄河川

昭和十二年度以降ノ綜合計畫中ニ包含セラル直轄河川ノ改修ニ關シテハ、河川法ノ規定ヲ改正シテ國庫ニ於テ工事費ノ全額ヲ負擔スルヲ要ス。

(ロ) 中小河川

東北地方ノ中小河川ハ其ノ多クハ原始的狀態ニ止マリ、累年災害ヲ蒙ムルヲ以テ、速ニ改修ヲ圖ルハ緊要ノコトナル

モ、財政窮迫ノ現状ハ現行補助率ヲ以テシテハ改修ヲ期シ
難キニ付、從來ノ工事費二分ノ一ノ補助率ヲ四分ノ三ニ高
ムルノミナラズ、時局匡救事業ノ例ニ準ジ地方負擔ニ對シ
低利資金ノ融通、利子補給ノ方法ヲ講ズルヲ要ス。

(八) 直轄砂防

東北地方ニ於テハ明治三十年砂防法ノ實施以來、直轄砂防
工事ハ未ダ一個所モ施行セラレザル狀況ニ在ルモ、同地方
災害頻發ノ現狀ニ鑑ミ此ノ種工事施行ノ極メテ緊要ナルモ
ノアルヲ以テ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ相當
多クノ個所ニ付、砂防工事ヲ直轄施行シ、砂防法第十四條
第一項ノ規定ニ依リ其ノ工事費ノ全額ヲ國庫ニ於テ負擔ス

ルヲ要ス。

(二) 縣砂防

昭和十二年度以降ノ綜合計畫中ニ包含セラルル縣砂防ニ付
テハ、砂防法第十三條ノ規定ヲ改正シテ、其ノ補助率三分
ノ二ヲ四分ノ三ニ高ムルヲ要ス。

五、津浪等防備施設ノ整備

東北地方東海岸ハ屢々津浪ノ襲來ヲ受ケ、人命財産ノ損害莫大ナルヲ以テ、左記ニ依リ十年以内ノ計畫ヲ以テ之ガ防備ノ施設ヲ講ジ、從來ノ禍害ヲ最小ノ限度ニ止ムルヲ要ス。

(イ) 防浪建築

三陸地方沿岸ノ津浪ノ被害ヲ防止スル爲ノ防浪建築ニ付テハ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テ建築費ノ三分ノ一ノ補助ヲ以テ之ヲ實施スルヲ要ス。

(ロ) 防潮施設

三陸地方ノ海岸ハ防潮施設不完全ナルヲ以テ、防波堤、海岸堤防其ノ他防潮施設ヲ完備セシメ、以テ津浪被害ノ

豫防ヲ圖ルヲ要ス。

六、荒廢地復舊事業

東北地方ニ於ケル荒廢地ノ復舊ハ、水害頻發ノ現状ニ顧ミ極メテ急務ニシテ、第二期森林治水事業實施ノ要切ナルヲ認ムルモ、同地方公共團體ハ多額ナル負擔ニハ到底堪ヘ得ザルヲ以テ、荒廢地復舊費補助規則第二條ノ二ノ補助率三分ノ二ヲ昭和七年林第四二八五號通牒荒廢林地復舊助成費ト同額ノ六分ノ五ニ引上ゲ、直轄事業ニ在リテハ全額國庫負擔ニ依リ急速ニ之ガ實施ヲ期スルヲ要ス。

七、災害防止林ノ造成

東北地方ハ風潮頽雪ニ因ル災禍ヲ蒙ルコト極メテ多ク、爲ニ文化産業ノ進展ヲ阻害セラルコト著シキヲ以テ、此等被害ノ防止輕減ヲ圖ル爲、左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ防風、防砂、防潮、頽雪防止林ノ造成ヲ期スルヲ要ス。

(イ)國營事業

國營事業ニ係ル災害防止林ノ造成ハ全額國庫負擔ノ見込ヲ以テ昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ繼續年度ヲ十年トシ其ノ實施ヲ期スルヲ要ス。

(ロ)助成事業

災害防止林ノ完全ナル施行ハ補助額ヲ多額ニ交付スルニ

非ザレバ到底真ノ目的ヲ達成スルコトヲ得ザルヲ以テ、昭和十二年度以降ノ総合計畫ニ於ケル補助率ハ目下新規事業トシテ要求中ノ四分ノ三タルコトヲ要ス。

八、林道ノ開設、公私有林造成及農業用採草地ノ改良其ノ他施業改善

東北地方ハ公私有林野多ク、之ガ利用ノ向上改善ハ同地方産業ノ振興ニ裨益スルトコロ多大ナルヲ以テ、左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ林道ノ開設、公私有林ノ造成及農業用採草地ノ改良其ノ他施業ノ改善ヲ圖ルヲ要ス。

(イ) 林道ノ開設

林道開設ニ對スル補助ハ林業共同施設獎勵規則ニ依リ森林組合ノ行フ費用ノ四分ノ一以内ナルモ右施設ハ規模甚ダ小ナルノミナラズ施行主體ガ森林組合ニ限局サルルヲ以テ之ガ規模ヲ擴張スルト共ニ府縣市町村ノ施設ニ付テ

モ補助ノ途ヲ開キ且補助率ヲ三分ノ二ニ高ムルヲ要ス。

(口) 公私有林ノ造成

東北地方ノ林野ハ無立木地及疎惡林多ク極メテ不集約ノ
状況ニ在ルヲ以テ林地利用ノ集約化ヲ圖リ兼テ備荒ノ用
ニ供スル爲公私有林ノ造成及改良ヲ獎勵スル要アリト雖
モ疲弊困憊ノ同地方ニ於テハ從來ノ施設ヘ造林獎勵規則
第三條ニ依リ四分ノ一、公有林野造林獎勵規則第二條ニ
基キ三分ノ一乃至五分ノ一、民有林其ノ他造林促進ニ關
シテハ俸給及旅費ノ二分ノ一）ヲ以テシテハ十分ナル事
業經營ヲ施行シ得ザルヲ以テ公私有林造林獎勵ニ關スル
施設ニ付其ノ規模ヲ擴大スルト共ニ補助率ヲ公共團體ノ

經營ニ係ルモノニ在リテハ三分ノ二、私人ノ經營ニ係ル
モノニ在リテハ二分ノ一ニ高ムルヲ要ス。

(イ) 農業用採草地ノ改良

東北地方ノ特殊事情ニ鑑ミ自給肥料並薦ノ増産ヲ期スル
目的ヲ以テ農業用採草地ノ改良事業ヲ助成スルト共ニ國
有林野内農業用採草地ノ改良事業ハ國ニ於テ施行スルヲ
要ス。

(二) 薪炭林ノ施業改善及特用樹種ノ増殖

東北地方ハ氣候ノ關係上、自家用薪炭ノ所要量甚ダ多ク
且同地方ガ全國有數ノ木炭生産地タルニ鑑ミ、薪炭林ニ
關シ指導林設置及擇伐ニ付三分ノ二ノ補助ヲナシ又漆ノ

外桐、胡桃、栗等ノ特用樹種ヲ増殖シ、其ノ利用加工ノ方法ヲ傳習セシムルト共ニ同地方ノ松林ニ付松脂採取ヲ獎勵スルヲ要ス。

九、國有林野ノ開放

國有林野ヲシテ一層地元民ニ利用セシムルノ途ヲ拓クト共ニ開墾等ノ適地ヲ適宜拂下ゲ以テ産業ノ振興、經濟ノ更生ヲ圖ルヲ要ス。

十、耕地改良事業

東北地方ニ於ケル耕地ハ灌漑、排水等ノ施設不完全ニシテ屢々水害、旱害、冷害、雪害ヲ蒙リ土地利用上ノ不利甚ダ多キヨ以テ、左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ之ガ改善ヲ行ヒ、其ノ生産力ノ増進ヲ圖ルヲ要ス。

(イ)用排水幹線改良

本事業ハ用排水改良事業補助要項ニ依リ二分ノ一ノ補助ナルモ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ凶作對策トシテ、昭和九、十ノ兩年度ニ於テ東北地方ノ爲特ニ實施セル補助率三分ノ二ト同率ナル補助ヲ爲スヲ要ス。

(ロ)小用排水及小設備

小用排水及小設備ニ對シテハ、從來二分ノ一ノ補助ナルモ、用排水幹線改良事業ニ對スルト同様凶作對策ノ例ニ準ジ三分ノ二ノ補助ヲ爲スヲ要ス。

(イ) 暗渠排水

暗渠排水ニ對シテハ從來二分ノ一ノ補助ナルモ凶作對策ノ例ニ準ジ三分ノ二ノ補助ヲ爲スヲ要ス。

(二) 床締客土

東北地方ノ水田ハ土質滲透性ノモノ多キヲ以テ盤練床締等ヲ施行スルト共ニ、粗惡田ニハ良質土ヲ客入シテ美田ヲ造成スルハ急務ナルヲ以テ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ二分ノ一ヲ補助シ速ニ之ガ改良ヲ圖ルヲ要ス。

(六) 農道ノ整備

農耕上ノ勞費ヲ徹底的ニ節約シ農家收入ノ增加ヲ圖ル方爲現在特ニ不完全ナル農用道路ヲ整備シ農耕上ノ能率ヲ増進セシムルハ極メテ緊要ナリト認ムルヲ以テ昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ右事業費ニ對シ三分ノ二ノ補助ヲ爲スヲ要ス。

十一、開墾事業

東北地方ニ於テハ人口ノ増加急激ナルノミナラズ、耕作面積ノ過小ナル農家多キヲ以テ、左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ開墾事業ヲ行ヒ、人口ノ増加ニ備フルト共ニ農家經濟ノ安定ヲ圖ルヲ要ス。

(1)集團農耕地開墾

東北地方ニハ未開墾ノ集團開墾適地多キヲ以テ、其ノ内特ニ大面積ノモノハ國營ニ依リ國庫ニ於テ事業費ノ全額ヲ負擔シテ之ヲ開墾シ、其ノ他ハ助成事業トシテ之ヲ施行セシメ、事業費ニ對シ三分ノ二ノ補助ヲ爲スノ外、新ニ經營ニ關スル施設ニ對シ三分ノ二ヲ、移住家屋建築費ニ對シ一戸

當五百圓（從來ハ一戸當三百圓）ヲ補助スルヲ要ス。

(四) 中小開墾

本事業ニ對シテハ凶作對策トシテ昭和九、十ノ兩年度ニ於テ東北地方ノ爲特ニ實施セル補助率三分ノ二ノ補助ヲ爲スノ外新ニ經營スル施設ニ對シ三分ノ二ヲ、移住家屋建築費ニ對シ一戸當五百圓（從來ハ一戸當三百圓）ヲ補助スルヲ要ス。

十二、自作農ノ創設維持

東北地方ノ實情ニ鑑ミ自作農ノ創設維持ニ付テハ、特ニ左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ實行スルヲ要ス。

(1) 自作農創設維持資金ハ從來簡易生命保険積立金ヨリ融通セラレ居ルモ、更ニ大藏省預金部ヨリ融通ノ途ヲ開キ資金ノ潤澤ヲ期スルヲ要ス。

(2) 凶作等ノ場合ニ於ケル年賦償還金ノ負擔ヲ緩和スル爲、自作農組合ヲ組織セシメ年賦金積立ノ外備荒積立ヲ行ハシメ、之ニ對シ國庫ヨリ相當ノ助成金ヲ交付スルヲ要ス。

(3) 開墾ニ依リ自作農ヲ創設スル場合ニ於テハ、素地購入ニ要スル費用ノ外、開墾ニ要スル費用中開墾者ノ負擔トナルモ

ノニ對シテモ資金ヲ融通スルト共ニ、貸付金ノ据置期間ハ從來貸付當該年度中ニ限ラレタルモ之ヲ五年以内トスルヲ要ス。

十三、畜産施設ノ整備

東北地方ノ氣候、風土、土地利用ノ狀況等其ノ特殊事情ニ鑑ミ之ガ振興上畜産ノ改良發達ヲ圖リ、同地方農山村ノ經濟更生ニ資シ農家ノ福利ヲ增進スル爲、左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ畜産施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(1)馬産施設

馬産ハ東北地方ニ於ケル農業經營上重要ナル地位ヲ占ムルモノナルヲ以テ、之ガ助成ヲ圖ルハ同地方農山村ノ經濟更生上極メテ緊要ナルノミナラズ、國防上ヨリ觀ルモ必要トスルトコロナルヲ以テ、馬政第二次計畫（第一期）實施ニ於テハ特ニ同地方ノ特殊事情ヲ考慮シ、施設ノ徹底ヲ期ス

ルヲ要ス。

(四) 有畜農業

東北地方農業ノ現状ニ鑑ミ家畜家禽ノ飼養ニ依リ之ガ經營ノ改善ヲ促進スル爲、縣其ノ他ノ團體等ニ於ケル有畜農業施設ヲ助成スルノ要アルヲ以テ、昭和十一年度ニ於テハ飼料ノ増産利用及配給、共同出荷並ニ共同購買ノ斡旋、簡易屠場ノ設置並ニ實行組合ノ事業助成ニ關スル豫算要求中ナルモ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テモ引續キ之ガ實施ヲ期スルヲ要ス。

(五) 緬羊飼育ノ普及

東北地方農家ノ特異性ニ鑑ミ緬羊ノ飼育普及ニ關シ徹底的

ナル獎勵施設ヲ講ズルヲ緊要ト認メ緬羊ノ輸入貿付並ニ輸入助成、緬羊飼育ニ關スル共同施設獎勵等ノ諸事項ニ付、昭和十二年度以降十年計畫ヲ以テ之ヲ實施スルト共ニ併セテ種緬羊供給機關ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(六) 牧野ノ改良

東北地方ニ於ケル畜產ノ基礎ヲ安固ナラシムル目的ヲ以テ牧野ノ改良事業ヲ助成スルト共ニ、國有林野馬產限定地ノ改良事業ノ一部ヲ國ニ於テ施行スル爲、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テ之ガ實施ヲ期スルヲ要ス。

(七) 國立青森種鷄場ノ擴充

東北地方ニ於ケル養鷄ノ普及向上ヲ圖ランガ爲、青森種鷄

場ノ施設ヲ擴充スルノ要アルヲ認メ、昭和十二年度以降ノ
綜合計画ニ於テ之ガ實施ヲ期スルヲ要ス。

十四、水産施設ノ整備

東北地方ノ漁村ノ窮状ニ鑑ミ水産業ノ發達ヲ期スル爲、十年
計畫ヲ以テ、左記ニ依リ水産施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(1) 漁港、船溜、船揚場

東北地方ニ於ケル漁業ノ基礎的設備ハ不完全ナルモノ多キ
ヲ以テ、遠ニ漁港、船溜、船揚場施設ノ整備又ハ築設ヲ圖
ルノ要アルモ、窮乏セル同地方ニ於テハ其ノ實施ヲ期シ難
キヲ以テ、漁港ニ付テハ從來ノ補助率タル二分ノ一ヲ三分
ノ二ニ、船溜、船揚場ニ付テハ三分ノ二ノ補助率ニ高ムル
ヲ要ス。

東北地方漁村ノ窮状深刻ナルニ鑑ミ水産物、増殖、築磯ニ
諸スル施設、水産物ノ販賣處、運加工ニ關スル施設、水産物
ノ貯藏、運搬ニ關スル施設、其ノ他漁業共同施設ノ普及充
實ニ付テハ、特ニ之ヲ助成スルコトヲ要シ且真ノ補助率ハ
之ヲ三分ノ二ニ高ムルヲ要ス。

十五、農山漁村經濟更生ノ促進

東北地方ニ於ケル特殊性ニ鑑ミ其ノ農山漁村ノ經濟更生ノ效
果ヲ大ナラシムル爲、全町村ヲシテ經濟更生計畫ノ樹立實行
ヲ爲サシメ之ニ必要ナル特別助成ヲ爲スノ外、產業組合及漁
業組合ノ健全ナル普及發達、農產物ノ販賣統制、農業金融ノ
圓滑ヲ期スル爲、從來存スル諸施設ノ改善充實及活用ヲ促進
スルト共ニ、周到適切ナル指導ヲ爲ス等、特別ノ施設方法ヲ
講ズルコトヲ要シ、又中堅人物ノ徹底的養成ヲ期スル爲、修
練場ノ充實ヲ圖り、尙諸施設ノ實際的效果ヲ大ナラシムル爲、
積雪地方農村經濟調査所ノ擴充ヲ爲スヲ要ス。

十六、産業試験研究指導機關ノ整備

東北地方ノ地勢、氣候、風土等ノ特殊性ニ應シ、各種産業ニ付適切ナル試験研究ヲ行フト共ニ、之ガ合理的經營ヲ指導セシムル爲、國立及縣立機關ノ設置充實、産業指導員ノ設置養成竝ニ其ノ他指導ニ必要ナル施設ノ擴充ニ關シ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テ其ノ實現ヲ期スルヲ要ス。

十七、工業振興施設ノ整備

東北地方ニ於ケル工業ノ萎靡不振ナル現狀ニ鑑ミ、同地方ノ實情ニ適應セル工業ノ振興ヲ期スル爲、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ左記施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(イ) 東北工業指導所ノ設置

東北地方ノ經濟事情及資源ノ狀況等ヲ調査シ之ニ適應スル工業及工藝技術ノ改善進歩ヲ圖ルハ極メテ緊要ナルニ依リ特ニ東北工業指導所ヲ設置スルヲ要ス。

(ロ) 工業振興ノ助成

東北地方ニ於ケル餘剩労力及原材料ノ活用ヲ圖リテ同地方ノ實情ニ適スル工業及工藝ノ振興ヲ期スル爲指導專任職員

ノ設置、工業技術及工業設備ノ改善、未開發工業原材料ノ開發並ニ工場誘致施設等ニ對シ助成スル外試作品展覽會、講習會、講演會等ノ開催其ノ他ニ對シテモ助成スルヲ要ス。

(iv) 工業組合制度ノ普及

東北地方ニ於ケル中小工業ノ振興ヲ圖ル爲工業組合ノ普及發達ヲ助長スルハ極メテ緊要ナルヲ以テ昭和十一年度ヨリ實施セル工業組合ノ共同設備費及人件費ニ對スル補助並ニ指導専任職員ノ設置助成ハ引續キ十年間繼續實施スルヲ要ス。

十八、商業振興施設ノ整備

東北地方ノ特殊事情ヲ精査シ之ニ適應スル商業經營ノ改善ヲ爲シ以テ同地方ノ商業振興ヲ期スル爲昭和十二年度以降ノ総合計畫ニ於テハ左記施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(1) 出荷團體等ノ指導及販賣斡旋施設ノ助成

東北地方ノ各種生產品ノ出荷統制及販賣斡旋施設ノ整備ハ同地方產業振興上極メテ緊要ナルヲ以テ昭和十一年度ヨリ實施セル指導専任職員ノ設置、各個出荷團體及其ノ聯合會ノ事業並ニ聯合會見本市、聯合特產品展示會等ノ助成ハ之ガ機能ヲ十分發揮セシムル爲引續キ十年間繼續實施スルヲ要ス。

(四) 商業組合ノ擴充及中小商業更生施設ノ助成

東北地方ニ於ケル商業組合ノ發達ハ十分ナラザルニ依リ昭和十一年度ヨリ實施セル商業組合指導專任職員設置、商業組合設立普及促進、商業組合理事者及職員養成、商業組合共同施設等ニ對スル助成ハ引續キ十年間之ガ繼續實施スル外新ニ商業相談所、更生振興協議會等ヲ設置シテ中小商業ノ振興ヲ圖ルヲ要ス。

十九、鑛業振興施設ノ整備

東北地方ニハ各種鑛業資源豊富ナルヲ以テ、之ガ積極的開發ヲ促進スル爲昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ左記鑛業振興施設ヲ整備スルヲ要ス。

(イ) 鑛業資源調査及鑛業現地指導

東北地方ニハ未開發ノ鑛業資源豊富ナルニ依リ十年計畫ヲ以テ之ガ調査ヲ爲シ重要鑛物ノ賦存狀況ヲ明カニシテ企業ニ資スペキ基礎資料ヲ整備スルト共ニ既存ノ中小鑛山ニ對シ鑛業技術及經營上ニ關スル實地指導ヲ行ヒ以テ鑛產ノ増加ヲ圖ルヲ要ス。

(ロ) 石油試掘獎勵

東北地方ニハ石油資源多キヲ以テ地質調査ヲ行ヒ有望ナル
地域ニ對シテハ掘鑿經費ノ一部ヲ交付シテ油田ノ開發ヲ圖
ルハ緊要ナルヲ以テ十年計畫ニ依リ石油井ノ試掘獎勵ヲ圖
ルヲ要ス。

二、農村工業及副業施設ノ整備

東北地方農山漁家ニ於ケル餘剩勞力ノ綜合的利用ノ途ヲ講ジ
テ其ノ經濟ノ安定ヲ期スル爲、左記ニ依リ十年計畫ヲ以テ、
農村工業及各種副業ニ關スル施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(1) 農村工業施設

東北地方農村工業ノ普及發達ニ關スル施設ヲ爲スト共ニ、
生産販賣ノ調整、指導施設ノ整備ヲ圖ル爲、之ニ伴フ人件
費ニ對シテハ全額、其ノ他ノ事業費ニ對シテハ三分ノ二ノ
補助ヲ爲スヲ要ス。

(2) 副業施設

東北地方ニ於ケル副業施設ノ助成ハ同地方ノ現狀ニ鑑ミ、

一層其ノ徹底ヲ圖ルノ要切ナルヲ以テ、本綜合計畫ニ於テ

モ其ノ充實ヲ期スル爲、之ニ伴フ人件費ニ對シテハ全額、
其ノ他ノ事業費ニ對シテハ三分ノ二ノ補助ヲ爲スヲ要ス。

(iv) 動力共同利用設備

農村工業及副業並ニ各種農業作業ニ要スル電氣、水力、木
炭瓦斯等ノ動力施設ヲ共同設置セシムルト共ニ、動力利用
ノ合理化ヲ圖ルノ要アルヲ以テ、之ニ伴フ人件費ニ對シテ
ハ全額、其ノ他ノ施設ニ對シテハ三分ノ二ノ補助ヲ爲スヲ
要ス。

(ii) 小規模共同電氣施設ノ指導

農村ニ於ケル作業能力ノ向上ハ電氣ノ利用ニ俟ツコト多キ

モ、東北地方ハ其ノ普及完カラザルヲ以テ、小規模共同電
氣施設ニ關シ電源ノ選定、小水火力發電所其ノ他ノ電氣設
備ノ建設維持ニ付、現地ニ於テ直接指導ヲ爲シ、以テ農村
部落ニ於ケル電氣利用ノ普及改善ヲ圖ルヲ要ス。

(vi) 配電設備

共同作業場ニ對スル配電設備中必要アルモノニ付テハ其ノ
工事費ノ四分ノ三ヲ補助シ以テ電氣ノ普及ト利用條件ノ改
善トヲ圖ルヲ要ス。

二十一、航空施設ノ整備

東北地方ノ航空施設ハ他地方ニ比シ多大ノ遜色アルヲ以テ、
飛行場、不時着陸場等ノ設置其ノ他ニ對シ助成ヲ爲シ速ニ定期
航空路ヲ開設スルヲ要ス。

二十二、航路及航路標識ノ整備

東北地方ニ出入スル船荷ノ運賃ヲ低下セシムルト共ニ、同地
方ト他地方トノ交易關係ヲ緊密ナラシムル爲、昭和十二年度
以降ノ綜合計畫ニ於テ、同地方關係航路ニ對シテ特別ノ助成
ノ途ヲ講ズルノ外、船舶航行上ノ危險ヲ防止スル爲、國費ニ
依リ航路標識ヲ建設改修シ、且公設ノ航路標識ヲ國營ニ移シ
以テ其ノ完全ナル經營ヲ爲スヲ要ス。

二十三、海洋觀測及測候施設並ニ陸地測量施設ノ整備

東北地方ニ於ケル冷旱害、雪害等ヲ防止スル爲ニハ、海洋及氣象觀測ヲ完備シテ、各種災害豫報ノ資料ヲ十分ナラシムルヲ要スルト共ニ、同地方東海岸ニ發現スル地震津浪ノ被害ヲ防止スル爲、陸地測量施設ヲ完備シテ之ガ襲來ヲ豫察スルノ必要アルヲ以テ、昭和十二年度以降ノ綜合計畫ニ於テハ、左記ニ依リ此等施設ノ整備ヲ期スルヲ要ス。

(イ)國立海洋觀測施設

國立測候機關ト相俟テ東北地方ノ漁業氣象、農業氣象ヲ精細ニ調査スル爲全額國庫負擔ニ依リ海洋觀測施設ヲ爲スヲ要ス。

(四) 國立測候機關

本施設ハ昭和十一年度事業トシテ目下實施中ナルモ綜合計畫ニ於テハ之ヲ踏襲實施スルヲ要ス。

(五) 地方測候機關

國立測候機關ト相俟テ正確ナル氣象豫報ヲ爲サシムル爲、國費ヲ以テ既設地方測候所ノ充實ヲ圖ルヲ要ス。

(六) 地震海嘯發現豫察施設

本施設ハ昭和十一年度事業トシテ目下實施中ナルモ綜合計畫ニ於テハ之ヲ踏襲實施スルヲ要ス。

二三四、學校教育及社會教育施設ノ整備

東北地方ニ於ケル學校教育ヲシテ一層同地方ノ實情ニ適應セシムルト共ニ、社會教育ノ徹底ヲ期スル爲左記施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(一) 東北帝國大學ニ於テハ東北地方ノ產業振興上必須ナル學術的施設ノ充實ヲ圖ルヲ要ス。

(二) 小學校ニ於テハ雪害對應ニ關スル諸般ノ施設、中學校及高等女學校ニ於テハ地方振興ノ中核タルベキ人物ノ養成ニ資スル施設ノ整備ヲ圖ルヲ要ス。

(三) 實業學校ニ於テハ東北地方ノ產業振興ニ適切ナル教育施設ノ充實ヲ圖ルヲ要ス。

(二) 青年學校、農民道場、其ノ他社會教育施設等ノ內容ノ充實

ヲ圖ルヲ要ス。

(本) 充實シタル青年學校教員養成所ヲ特設シ、地方中堅青年ノ指導ニ任ジ得ベキ優良ナル青年學校專任教員ヲ養成スルヲ要ス。

二十五、社會施設ノ整備

東北地方窮乏ノ現狀ヲ救濟シテ同地方住民ノ生活ヲ更新スル爲、救護法第二十五條第一項ノ規定ニ依ル補助率二分ノ一ヲ三分ノ二ニ、公益質屋設置ニ對スル公益質屋法第三條ノ規定ニ依ル補助率二分ノ一ヲ三分ノ二ニ改ムルノ外、醫療、住宅改善、託兒所、榮養改善、職業紹介所、出稼保護、獎勵施設等各種社會施設ノ普及徹底ヲ期スルヲ要ス。

二十六、負債整理ノ促進

東北地方ノ農山漁村ニ於ケル特殊事情ニ鑑ミ負債整理ニ付テハ、特ニ左記ニ依リ五年以内ニ負債償還計畫ノ樹立ヲ了シ一十年計畫ヲ以テ之ガ實行ヲ爲スヲ要ス。

(イ) 縣市町村ニ實地指導員ヲ設置スルト共ニ、負債整理組合ノ行フ事業ニ對シ相當ノ助成ヲ爲スヲ要ス。

(ロ) 農村負債整理組合法ノ規定ニ依レバ、損失補償ノ負擔割合ハ國庫ニ於テ二分ノ一、府縣及市町村ヘ各々四分ノ一ナルモ、同法ノ負擔割合ヲ改正シテ國庫補給金ヲ増額シ市町村財政ニ應ジ其ノ負擔割合ヲ輕減スルヲ要ス。

(ハ) 要整理負債額ニ對スル資金供給割合ハ從來三分ノ一ナルモ

其ノ限度ヲ相當ニ擴張スルト共ニ利率（現在四分八厘）ノ
低下又ハ利子ノ補給ヲ圖ルヲ要ス。

二十七、金融施設ノ整備改善

（参考）

「東北地方ニ於テハ特殊銀行、普通銀行、貯蓄銀行、信託
會社、信用組合等ノ各種金融機關ノ數相當多キニ上リ居レ
ルモ、同地方ニ於ケル產業ノ狀況及累次ノ災害等特殊ノ事
情ニ因リ、金融ノ疏通兎角圓滑ヲ缺キ金利ノ低下モ困難ナ
ル事情ニ在リ、依テ現存金融機關ヲシテ各々其ノ使命ニ應
ジ一層其ノ機能ノ發揮ニ努メシムルト共ニ、必要ニ應ジ特
殊金融機關ヲシテ同地方ニ於ケル店舗又ハ支所ノ増設等ノ
新規施設ヲ講ゼシメ、且各種金融機關相互ノ間ニ於ケル連
絡ヲ緊密ナラシメ、又預金部資金等政府資金ノ運用ニ付テ

モ特別ノ考慮ヲ拂ヒ、以テ資金ノ圓滑ナル流通及金利ノ低下ヲ圖リ産業ノ振興ニ資スルコト最モ緊要ナリト認ム。

二十八、租稅其ノ他公課ノ輕減

昭和十三年ヲ期シ實施セラルル土地賃貸價格ノ改正ニ當リテハ、特ニ東北地方ニ於ケル土地ノ利用價值及災害ノ危險率等ヲ考慮シ、地租ノ輕減ヲ圖ルト共ニ地方稅負擔ニ付テモ之が緩和ヲ期スル爲、特ニ地方財政調整交付金其ノ他ノ施設ヲ講ズルヲ要ス。

二十九、地方團體財政ノ援助

東北地方ニ於ケル地方團體ハ從來屢々各種ノ災害ニ禍セラレ、
其ノ財政極メテ窮乏セルヲ以テ、綜合計畫ニ於テハ之ガ緩和
ノ方途トシテ、高利債借換其ノ他ノ爲低利資金ノ供給ヲ容易
ナラシムルト共ニ、災害債ニ對シ利子ヲ補給シ、且國有林野
所在地ニ對シテ適宜ナル財源ヲ與フルノ外、振興事業ノ實施
ニ伴フ縣市町村ノ所要資金ニ對シ低利資金ヲ供給スルノミナ
ラズ、此等地方債ニ對シ利子ノ全額及元金ノ一部ヲ國庫ニ於
テ補給シ、以テ此ノ事業ノ遂行ヲ全カラシムルヲ要ス。

三十、東北關係行政機構ノ整備

東北地方ノ振興方策ハ同地方ノ特殊事情ニ即シテ綜合的ニ之ヲ實施スルニ非ザレバ其ノ效果ヲ擧ゲ得ザルヲ以テ、同地方ニ東北廳ヲ設置スルノ外、内閣ニ東北局長官ヲ置キ東北廳ニ關スル事務及各省ノ東北地方ニ對スル行政事務ノ統一保持ニ關スル事務等ヲ管掌セシムルヲ要ス。尙東北地方ノ地勢、交通、經濟其ノ他ノ現狀ニ鑑ミ殊ニ東北振興事業ノ運用ヲ圓滑適切ナラシムル爲現地行政機關ヲ設置スルヲ緊要ナリトス。

東北振興綜合計畫實施要項案

一、東北振興綜合計畫ノ目的ハ東北地方ニ於ケル產業ノ振興ヲ圖リテ同
地方住民ノ生活ノ安定ヲ期スルト共ニ、國家内外ノ情勢ニ鑑ミ國防
上ノ人的及物的基礎ノ確立ニ資スル爲所謂廣義國防ノ實ヲ舉グルニ
在ルモノトス。

二、本計畫ハ東北地方住民ノ自力更生ト相俟ツテ始メテ其ノ目的ヲ達成
シ得ベキモノニシテ國費多端ノ今日徒ニ其ノ費額ノ多大ナルヲ望ム
ベカラザルハ固ヨリナルモ、政府ハ前項ノ趣旨ニ鑑ミ之ガ經費ノ支
出ニ關シ其ノ目的達成上遺憾ナキヲ期スルモノトス。

三、本計畫ハ差當リ昭和十二年度ヨリ昭和十六年度ニ至ル五箇年ヲ以テ